

◇ 弁護士相談
9月4日(金) 午後1時半～

◇ 社労士相談 } 支部まで
◇ 法人設立相談 } お問合せ
◇ 税務記帳相談 } 下さい

※いずれも支部へ電話で予約してください。

村山大和

発行者
東京土建一般労働組合
村山大和支部
武蔵村山市中央3-7-1
電話 042(563)3261
発行責任者 白倉 良道

東京土建村山大和支部ホームページ <http://www.murayamayamato.jp> 東京土建 村山大和支部



7月12日(月)、原水爆禁止
国民平和行進が行われ、
村山大和支部から18名が参
加しました。(写真)

今年は猛暑対策として、
村山コースは武蔵村山市役

国民平和行進

平和を求める声響く

所からオカネ塚公園まで、大和コースはオカネ塚公園から東大和市役所までと例年より距離を短くして行われました。行進当日は曇り空で心配された猛暑も和らぎましたが、それでも気温は高く、参加者は汗をかきながらも目的地に向け歩を進めました。行進中のピースコールでは地域の皆さんへ「核兵器をなくそう」「平和を守ろう」など熱いメッセージを皆で高らかにアピールすることが出来ました。行進参加者のなかには「昨今、日本の宝である9条が改憲の危機に瀕している。今回参加する意義をしっかりと胸に刻み、後世に伝えていきたいと思えます。」と話し、平和の礎となっている日本国憲法への思いを語りました。【3面に関連記事】

朝露

7月28日、熊本で震度7・1の地震が発生した。2016年にも大きな地震があり今回はその時よりも大きな地震だ。復旧が進んでいた矢先に再びの災禍に本当に胸が痛む。40度の暑さを超す猛暑の中、体育館や公民館に身を寄せて生活を営む被災者のケアも重要だ。報道では車内で過ごしていた被災者が熱中症により死亡し、災害関連死との報道がされている。これ以上の死者を増やさないために、国・ほか自治体の支援が急務である。私達が出来ることを考え1日でも早い復興へ向け、国民皆が力を合わせる時だ。▼中東情勢もまだ解決にはいたらず、原油高の影響は私たちの仕事・生活に影響を及ぼしている。それによる物価高に苦しむ国民や中小零細事業主への支援は充分とは言えない。武蔵村山市では昨年に引き続き物価高騰支援金の給付が行われているが、東大和市では国からの補助金がないことなどを理由に見送りとされている。市民との距離が近い市政の役割は、市民の声を聞き、迅速に政策へ移せることにあるのではないか。▼距離が近いとはいえ声を上げなければ、政治家の耳にも届かない。今こそ自治体要求を強めていこう。(A・K)

賃金対策部 P.A.L

現場宣伝行動実施



7月30日、小平東村山支部と合同で行われた現場宣伝行動に、荒幡部長、吉田P.A.L会長、担当書記2名で参加しました。(写真)

2チームに分かれ小平市、東村山市の現場を訪問し、CCUS(建設キャリアアップシステム)や担い手三法について知っているかのアンケートを実施。38件の回答がありました。アンケートの回答では担い手三法については認知度が

低く、CCUSについては半数程度が登録しているという結果となりました。

現場情報募集!

9月は全国安全衛生週間の準備期間、また労働対策部の一人親方等安全パトロール等、様々な場面で現場訪問を行うことがあります。現場情報をお持ちの方は支部までご連絡ください。

7月の労災事故件数

村山大和支部における労災事故件数は、職人1件、事業主1件でした。

災害状況 ●その他……………2件

労災事故には保険証が使用できません。未加入者に声をかけ、労災保険の加入を呼びかけましょう!

〈中央ろうきん〉 カーライフ ローン



いろいろ
使えて、
低金利!



私の青春

大和湖畔分会
澤田 強
(造園)

前向きになれる趣味

「青春」と聞くと学生時代を思い浮かべる人が多いですが、47歳になった今でも、私には青春だと思える時間があります。

一つは地域のお祭りで神輿を担ぐことです。仲間と声を掛け合い、力を合わせて担ぎ終えた時の達成感は格別です。

もう一つは仕事帰りに通うフィットネスジムです。健康のために始めた運動ですが、続けるうちに体重が

約10キロ減り、体が変わる喜びを実感しました。

神輿もジムも、自分を前向きな気持ちにしてくれる大切な時間です。若い頃とは違う形の青春ですが、目標を持ち、仲間や自分と向き合いながら努力する毎日、とても充実しています。

これからも健康を大切にしながら、新しいことにも挑戦し、自分らしい青春を送り続けたいと思います。



憲法が保障する働く人の権利

日本国憲法は、私たちが安心して働き、暮らしていくための基本的な権利を保障しているものです。

労働組合運動と最も深く関わるのが憲法第28条で、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定めています。

これは、働く人が一人ではなく仲間と力を合わせ、労働組合をつくり、賃金や労働時間、安全な職場環境などについて使用者と対等に話し合う権利を、憲法第27条は勤労の権利を保障しています。

日本国憲法公布から80年 労働組合と憲法

第25条は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。これらの条文は、すべての働く人が人間らしい生活を送るための土台となっています。

建設業では、安全対策の徹底や適正な賃金、休日の確保、社会保険制度の充実などが重要な課題ですが、これらを前進させるためにも労働組合の役割は欠かせません。

平和な社会を支える憲法と労働組合

さらに、私たちは平和の大切さについても忘れてはなりません。戦争は多くの命を奪うだけでなく、人々の暮らしや仕事、地域社会

を破壊します。安心して働き、家族と穏やかな生活を送るためには、平和な社会が何よりも重要です。日本国憲法第9条は戦争の放棄を掲げ、平和国家として歩む決意を示しています。平和があるからこそ、労働者は安心して働き、子どもたちは学び、地域社会は発展することが出来ます。

労働組合運動は、賃金や労働条件の改善だけを目標とするものではありません。一人ひとりの人権と尊厳を守り、誰もが安心して働き、暮らせる社会を実現するための運動です。そして、その土台には憲法が保障する基本的な人権と平和の理念があります。私たちは憲法の精神を大切にしながら、働く仲間との団結を強め、平和で豊かな社会を次の世代へ引き継いでいくことが求められています。



▲野山北分会・塩野清さん

身近な地名での過去の戦争の証言に、参加者は戦争の恐ろしさや平和の尊さを学ぶ学習会となりました。

学習会では自民党が目指す緊急事態条項は歴史の上乱用され、戦争に利用されてきた経緯を学び、改憲がもたらしうる危険性について学習しました。

また2部として、昨年好評だった武蔵村山市での戦争体験について野山北分会・塩野清さんに話を聞いていただきました。



春野優希弁護士による学習会のようす

平和学習会

8月6日(休)午後7時より支部会館で、「憲法改正とその動き」をテーマに春野優希弁護士(三多摩法律事務所)を迎えて学習会を開催しました。

全建総連
主催

住宅デーフォトコンテスト

支部代表
作品決定!

全建総連では歴史的な第50回住宅デーを記念して、全国で共感し経験を共有し、各支部の取り組みや雰囲気が分かるフォトコンテストを開催します。村山大和支部教宣部会で応募作を選考し、支部代表作品を決定しました。



①地域ふれあい部門



高橋久美子さん撮影



高橋久美子さん撮影



菊康頼さん撮影

②けんせつ職人の仕事体験部門



渡辺朝子さん撮影



渡辺朝子さん撮影



進藤藤男さん撮影

7月11、12日、一泊で本部青年部主催の「青キャン△～西湖で最高なSUMMER CAMP～」が開催され、支部から3名(書記含む)が参加しました。(=写真)

当日は好天のキャンプ日和となり、各支部が食材・飲み物を持参し、それぞれ調理。アヒージョや、ポトフなど手の込んだ「キャンプ飯」を作る支部も。それぞれが調理した料理を他支部と交換し、いつもとは異なる形で交流を深めました。全体で19支部83名が参加し、支部の垣根を超えた貴重なイベントとなりました。

